

愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則（案）の概要

1 改正理由

職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年愛媛県条例第 号）が施行されることに伴い、この規則の一部を改正しようとするものである。

2 改正内容

(1) 第1条及び第4条関係

条例改正に伴う規定整備

(2) 第3条第4項関係

フレックスタイム制を利用する職員の週休日以外の勤務時間を割り振らない日の設定について、職員の申告を考慮の上、所属長が定める旨を規定

3 施行期日

令和7年4月1日

議案第9号

愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和7年3月25日提出

愛媛県教育委員会教育長 高岡哲也

愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則（昭和38年愛媛県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(目的)	(目的)
第1条 この規則は、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する 条例（昭和26年愛媛県条例第56号。以下「条例」という。）第11 条第3項本文、第4項及び第13条第1項の規定並びに職 員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則（昭和26年愛媛県人 事委員会規則12―1）に基づき、職員の勤務時間の割振り等に関 し規定することを目的とする。 （勤務時間等） 第3条 省略 2・3 省略	第1条 この規則は、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する 条例（昭和26年愛媛県条例第56号。以下「条例」という。）第11 条第3項本文、第4項、第5項及び第13条第1項の規定並びに職 員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則（昭和26年愛媛県人 事委員会規則12―1）に基づき、職員の勤務時間の割振り等に関 し規定することを目的とする。 （勤務時間等） 第3条 省略 2・3 省略
4 条例第11条第4項の規定による勤務時間を割り振らない日の設 定及び勤務時間の割振り	4 条例第11条第4項の規定による 勤務時間の割振り並びに同条第5項の規定による週休日の 設定及び勤務時間の割振りは、職員の申告を考慮し所属長が定め

る。

第4条 条例第11条第4項本文____の規定により勤務時間を割り振られる職員に共通する勤務時間は、月曜日から金曜日までの午前10時を始期とする連続する3時間（次項及び第3項に規定する休憩時間を除く。）とする。

2 条例第11条第4項本文____の規定により勤務時間を割り振られる職員（次項の適用を受ける職員を除く。）の休憩時間は、1時間とする。

3 条例第11条第4項____の規定により勤務時間を割り振られる学校栄養職員等の休憩時間については、教育職員勤務時間規則第3条の規定を準用する。

4 前3項に定めるもののほか、条例第11条第4項____の規定により申告する職員の勤務時間の割振り等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案説明

職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年愛媛県条例第 号）が施行されることに伴い、この規則の一部を改正しようとするものである。

る。

第4条 条例第11条第4項本文及び第5項の規定により勤務時間を割り振られる職員に共通する勤務時間は、月曜日から金曜日までの午前10時を始期とする連続する3時間（次項及び第3項に規定する休憩時間を除く。）とする。

2 条例第11条第4項本文及び第5項の規定により勤務時間を割り振られる職員（次項の適用を受ける職員を除く。）の休憩時間は、1時間とする。

3 条例第11条第4項及び第5項の規定により勤務時間を割り振られる学校栄養職員等の休憩時間については、教育職員勤務時間規則第3条の規定を準用する。

4 前3項に定めるもののほか、条例第11条第4項及び第5項の規定により申告する職員の勤務時間の割振り等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。